

通院に利用できる「おでかけタクシーとんとん号利用カード」について

※長寿健康課の「高齢者外出支援券」ではありません。新しく始まる制度です。

1 利用できる方

対象地区[※]に住所があり、居住する75歳以上の方で、おでかけタクシーとんとん号 利用カードの交付を受けた方 ※ 対象地区：西浦地区、東浦地区、東郷地区の一部(旧葉原小校区)、愛発地区

2 利用できる行き先

市内の病院、診療所及び歯科診療所に行くとき、また診療後に帰宅するとき

※利用カードに同封する「病院一覧」で確認して下さい

自宅から病院に行く場合は、前日までにタクシー事業者に電話して配車予約する
病院から自宅に帰る場合は、診療後、タクシー事業者に電話して配車申込する

3 利用できる日時

期間：令和7年11月17日(月)～令和8年2月13日(金)まで

時間：平日9:00～16:00までに乗車 ※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)除く

4 利用回数と助成額

利用回数：期間中に1人6回まで利用できます(片道で1回利用です)

市が負担する額：利用1回につき、運賃の1/2を助成 ※上限あり

5 タクシー会社

	事業者名	電話番号
1	敦賀海陸運輸	0120-818-355
2	敦賀第一交通	0120-674-100
3	サンキュー・タクシー	0120-075-039

電話で配車する際、
オペレーターに
「おでかけタクシー
を利用したい」
と伝えてください。

6 利用券の申込

①「交通弱者支援実証事業利用カード交付申請書」に必要事項を記入し、市交通政策課に提出してください。

② 利用登録完了後、1週間程度で「利用カード」がご自宅に届きます。

※詳細は、裏面の問い合わせ先にお問い合わせください。

【裏面もご覧ください】

利用上の注意事項(利用前に必ずご確認ください)

1. 決められたタクシー事業者のみ利用できます。必ず電話予約してください。
2. 自宅から病院に行くときは、前日までに予約してください。
3. 目的地は「病院一覧」に記載がある病院、診療所、歯科診療所のみです。
買い物や整骨院等へ行くことはできません。(通常の運賃が必要。)
4. 病院からの帰宅時は、診察後にタクシー事業者に電話して配車してください。
希望が多い場合、すぐに利用できない場合がありますのでご注意ください。
5. 病院から帰宅する途中で処方薬を受け取るために薬局に立ち寄ることができます。
立ち寄りができる薬局は「薬局一覧」の店舗のみです。
立ち寄りの際はメーターをそのまま、タクシーが待機した状態でご利用ください。
※「薬局一覧」は利用券と同封で届きます。
6. 運賃が8,000円を超えた場合でも市の負担できる額の上限は4,000円です。
また、100円未満は切り捨てです。(端数は利用者の負担です。)
7. 利用カードにあと何回利用できるかは表示されないため、タクシーから降りる前に、運転手に残りの回数を尋ねてください。
8. 利用カードを忘れた場合は、全額を利用者の負担でお支払いいただきます。
9. 配偶者や介助等が必要な場合は自宅から一緒に乗ることができます。ただし、同乗者が乗車するために自宅以外に立ち寄ることはできません。
10. 利用カードを本人以外が利用することはできません。
本人以外が使用した場合、利用券を取り消す場合があります。
取り消しとなった場合、利用可能な回数が残っていても利用できなくなります。

<問い合わせ>

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市交通政策課(公共交通担当)

TEL:0770-22-8232(平日8:30~17:15)

おでかけタクシーとんとん号 利用カードの使い方

①電話で予約する

利用カードの裏面に書かれたタクシー会社に電話して配車予約する。



明日の朝、「おでかけタクシー」の予約をお願いします。

重要!!

タクシーの予約をする際は必ず「**利用カードを使う**」と伝えてください。伝えないと普通のタクシーが来るので**運賃が割引されません!!**

②タクシーに乗る

タクシーが到着したら運転手に利用カードを提示する。
運転手が車載タブレットで利用カードのQRコードを読み取り運行を開始。



③支払いをする

目的地に到着後、運転手がタブレットに運賃を読み込む。
運賃から市が負担する額を差し引いた額を運転手に支払う。



利用例

①行き: 自宅→病院 運賃3,000円、帰り: 病院→自宅 運賃3,000円の場合



②行き: 自宅→病院 運賃5,000円、帰り: 病院→薬局→自宅 運賃7,000円 の場合

